

マンホールポンプ清掃業務委託(西部)特記仕様書

【業務概要】

1. 本業務は周南市工事執行規則、周南市請負工事監督規程及び特記仕様書による。
2. 業務内容（年内予定数量）

マンホールポンプ場清掃	47 箇所
公共下水道	23 箇所
特環公共下水道	17 箇所
農業集落排水	7 箇所
清掃汚泥運搬	1.9m ³ （4.0m ³ ／100 箇所×47 箇所）
4 t 揚泥車（西部地区処理区域内～下松市大字瀬戸（想定））	
3. 本業務の委託期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

【関連法令等の遵守、安全教育の徹底】

1. 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
2. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
3. 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

【清掃・点検】

1. 本業務は、設計図書にて指定するマンホールポンプ場の定期清掃及び点検を実施するものとする。
2. マンホールポンプの異常通報時又は、緊急時は、監督職員の指示により直ちに清掃及び点検を実施するものとする。
3. 業務範囲は、マンホール内に付着又は堆積した固形物、砂、スカムの除去、及び水中ポンプを含む各機器の清掃とする。その他、マンホールポンプに関連する施設についても必要に応じて、清掃及び点検を実施するものとする。
4. 点検、清掃時には必ず酸素欠乏等を測定後、実施すること。マンホール内に入る場合は、換気等事故防止に必要な措置を講ずること。
5. 点検、清掃時にはマンホール内への転落防止対策を講ずること。
6. マンホールポンプ場清掃に当っては、ポンプ本体を直接地面に置かずに清掃し、付近住民への迷惑を最小限にとどめると共に、道路工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準に基づき、所定の交通標識を設置し行うこと。
7. 清掃時には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。
8. 清掃時には交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の誘導及び整理を行うこと。
9. 堆積物及び汚物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び下水道法により遺漏のないよう処理すること。
10. 写真は箇所ごとにその都度撮影し、撮影項目については次のとおりとする。
 - (1) 清掃前及び清掃後

- (2) 清掃作業状況
- (3) 安全管理（交通安全等）
- (4) 酸欠測定（測定状況及び測定値）
- (5) 使用機種
- (6) 監督職員が指示した項目

11. 提出書類

(イ) 業務計画書

受注者は、契約終結後 15 日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。また、業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。但し、業務実施に不要な事項を省略できる。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施計画
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 連絡体制（緊急時含む）
- (6) 使用機械の種類・名称・性能・検定書等
- (7) 安全管理計画
- (8) その他必要事項

12. その他

- (イ) 清掃業務において異常があれば報告し、緊急を要する場合は直ちに監督職員の指示に従うこと。
- (ロ) 緊急事態に備え、速やかに出動できる体制を整えること。
- (ハ) 上記以外のことについては、監督職員の指示に従うこと。

13. 支払条件

- (1) 前払 無
- (2) 部分払 12 回（1 回／月）

【汚泥運搬】

1. 本業務で発生する汚泥等は、下松市大字瀬戸字若山 43 番 2、周南設備工業㈱米川焼却工場まで 4t 揚泥車で直接運搬することを想定している。
2. 受注者は、周南市上下水道局下水道工務課が交付する産業廃棄物マニフェスト（積荷目録）をマニフェストシステム実施要領に基づき正確に管理すること。
3. 受注者は、作業に当って十分な運搬車輛を配置すること。
4. 運搬車輛は、その使用に当って、汚泥等の流出・飛散並びに臭気の恐れのない構造の車輛とすること。
5. 積み込みに当っては、付近住民への迷惑を最小限にとどめると共に、道路工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準（案）に基づき、所定の交通標識を設置し行うこと。
6. 汚泥等の運搬に当っては、積載超過のないようにすると共に、水切りを十分に行い、途中漏落しないような処置を講ずること。